

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	保健福祉部		
	課名	社会福祉課		
	係名	企画管理係		
	記入者		電話(内線)	123

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]		継続		(2) 事務事業 の名称		地域福祉計画の点検評価, 策定				(3) 事業の 優先度		A										
(4) 総合計画での位置づけ							(6) 事業主体			市												
① 事業の区分		主要事業							(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質	一般事業費(ソフト事業)											
② 施策コード		12101		(総合計画掲載ページ 54 ページ)							会計区分	一般会計										
基本目標(政策)		1ともに支えあい, 安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)										財源区分	市単独									
基本施策		1-2地域で支えあう社会福祉の充実(地域福祉)										予算科目	款		項 目							
施策		①地域福祉計画の推進										予算書上の										
施策内容		1地域福祉事業の計画的推進										事業名称	(予算書		ページ に掲載)							
(5) 事業期間		開始		平成		20		年		4		月から		(8) 事務分類			自治事務					
		終了						年				月まで (		力年)		根拠法令		社会福祉法				

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
・市民, 事業者等	行政・市民・地域・事業者等が協働し地域における生活課題とそれに対応する必要なサービスの内容等を明らかにし, だれもが住み慣れて地域で自分らしくいきいきと生活できるまちづくりをめざす。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
・ゆうきの地域福祉計画の点検評価, 策定	平成12年に社会福祉法で地域福祉の推進が規定され, 平成15年に市町村において「地域福祉計画」を策定することとされたことをうけ, 平成20年度～平成24年度を計画期間とする第1期の計画が策定された。
(5) 事業をとりまく環境の変化 (社会環境, 市民ニーズ等) や市民・議会の要望, 意見等とそれに対する対応	
社会情勢や国・県の動向を踏まえ, 取り組んできた計画の評価, 必要な見直しを行い新たな計画を策定してきたが, 平成29年度に第2期計画の最終年度が到来する。	

3. 事業コスト

行政評価		実績内容の評価		検討・改善		検討・改善内容を反映					
実施計画											
● 予算内訳		実績額（千円）		当初予算額（千円）		計画額・見込額（千円）					
事業内容		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		31 年度	
(1) 事務事業費の コスト	事業費	報酬									
		役務費									
		委託料									
	合計										
	財源	国庫支出金（千円）									
		県支出金（千円）									
地方債（千円）											
その他特定財源（千円）											
一般財源（千円）											
合計（千円）											
補助・起債制度名											

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）								
指標の名称			単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）								
指標名	地域福祉計画の点検・評価の実施	目標値	回		1	1	1	1
		実績(見込)値		1	1			
		目標値						
		実績(見込)値						
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）								
指標名		目標値						
		実績(見込)値						
		達成率	%	%				
		目標値						
		実績(見込)値						
		達成率	%	%				
5. 事業評価								
(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。								
(2) 項目別評価								
評価項目・客観的評価				理由				
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	行政・市民・地域・事業者等が協働し誰もがいきいきと生活できるまちづくりを目指す計画であり必要性は高い。				
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	社会福祉法の規定に基づく法定計画であり市が策定することが妥当。				
	手段の妥当性	A	妥当である	現在の計画の点検・評価の実施、アンケートや懇談会による現状把握等により第3期の計画に反映させようとするものであり妥当。				
効率性	コスト効率 人員効率	B	どちらとも言えない	委託先は競争入札により決定されるものの、地域の福祉についての実情の把握等については広く意見を求める必要がありどちらとも言えない。				
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	誰もがいきいきと生活できるまちづくりを目指すものであり偏りは見られない。				
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	結城市地域福祉計画推進委員会において現計画の実施状況を点検評価し情報共有に努めている。				
進捗度	事業の進捗	B	どちらとも言えない	結城市地域福祉計画推進委員会において現計画の実施状況を点検評価し情報共有に努めている。				
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。								
地域福祉計画については、その実施状況等を評価する体制として結城市地域福祉計画推進委員会において、意見交換や計画の進行状況の把握に努めているところであるが、平成30年3月をもって第2期計画の終了となるため、第3期計画を策定する。								
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？								
社会状況が変化することで、地域における生活課題やそれに対応するための必要なサービスも変化するものであり、アンケートや懇談会の実施により住民の意見やニーズの把握に努め、第3期計画に反映させる。								
6. 事業の方向性判断								
評価主体		28年度以降の事業の方向性		評価理由・根拠				
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		拡充 (人・モノ・カネ等の拡充)		注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。				
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		拡充 (人・モノ・カネ等の拡充)		地域の生活課題や住民の意見の把握に努め第3期計画に反映させ、必要とされるサービスの確保につなげるものとする。				
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う				上記評価のとおり。				